

令和7年度「徳島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業」に係るQ & A

No	質問	回答
1	補助基準額が30万円あるが、1法人あたり・1施設あたりのどちらか。	1施設あたりの補助基準額です。1事業所あたり最大20万円の補助となります。
2	1法人あたりの申請事業所等数に制限はあるか。	制限はありませんが、県予算の範囲内の補助となるため、1法人あたり等で補助金額の上限を設ける可能性があります。
3	事業所が複数ある法人はどのように申請したらいいか。	1法人1申請で行ってください。 Excelファイルは、様式ごとに1ファイルにまとめてください。(シート名を事業所名にする等わかるように入力してください。)
4	申請金額は円単位でいいか。	1事業所ごとに千円未満を切り捨てた金額で補助申請金額を記入してください。
5	「雇用している（雇用予定を含む。）ことを証する書類」とは何か。	労働条件通知書、雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等です。
6	対象となる外国人の在留資格は。	在留資格は問いませんが、取組内容が「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」、「徳島県外国人材受入環境整備事業補助金(労働雇用政策課)」等他の補助事業と重複することは認めません。
7	外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料や、外国人介護職員の受入にあたって必要となる監理団体等へ支払う監理費は、補助対象となるか。	補助対象となりません。
8	外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は補助対象となるか。	食糧費は補助対象となりません。 なお、交流会として想定しているものとしては、相互理解を促進するために、それぞれの国の文化体験やスポーツなどのレクリエーションの開催等です。 この場合においても、食糧費は補助対象外とします。
9	学習机とその椅子、学習用テキストを保管する書棚は補助対象となるか。	補助対象です。ただし、過度に高価なもの等嗜好性が高いものは補助対象となりません。
10	オンラインによる日本語等の学習を実施するにあたり、タブレット端末やパソコンの購入・賃借費用は補助対象となるか。	(要領別紙1) 自転車・パソコン・タブレット等確認シートを提出した上で、本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象とします。 ゲーミングPC等嗜好性の高いものは補助対象外です。 マウス等の購入はパソコン購入申請台数内までの補助とします。(パソコン1台購入の場合、各1個まで) 購入したタブレットやパソコン等には、本事業による補助とわかるようシール等印をつけ、実績報告時に写真を提出してください。
11	オンライン学習のためのWi-fi使用料については、補助対象となるか。	本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象とします。 本事業の申請対象外の職員等と複数人で使用する場合は、費用を按分し、計算式がわかるもの（任意様式）を添付してください。
12	自転車の購入は補助対象となるか。	(要領別紙1) 自転車・パソコン・タブレット等確認シートを提出した上で、本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合、補助対象となります。 ロードバイク等の嗜好性が高いものは補助対象となりません。 また、組立費、防犯登録費用、ヘルメットに係る費用は補助対象です。購入申請台数内までの補助とします。(自転車1台購入の場合、各1個(1台分)まで) 別売りの鍵、自転車保険、予備の部品は補助対象外です。 介護施設等は外国人介護職員に対してヘルメット着用をはじめ、法令遵守の指導等を適切に行ってください。 購入した自転車には、本事業による補助とわかるようシール等印をつけ、実績報告時に写真を提出してください。

No	質問	回答
13	アパート等の賃借料等の住居費は補助対象となるか。	<p>補助対象となります。以下に留意してください。</p> <p>(1) 本補助金における住居費として認められないものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利金、敷金、礼金、保証金、更新料、修繕費用等一時的に必要になる経費 ・電気、ガス、水道等の料金 ・共同利用施設に係る負担金（共益費）、町内会費 ・駐車場等に係る借料 ・ケーブルテレビの利用料金 ・家電の購入またはリース費用 ・法人所有の住居に入居させる場合の費用 <p>(2) 住居の借上げ費用は、賃借料から外国人介護職員が負担する額を除いた額（事業所が負担している金額）が対象となります。</p> <p>事業所が外国人介護職員の入居用のアパート等を借り上げる際の費用（家賃）や、 外国人介護職員自身が借り上げ、事業所が住居手当の形で家賃相当額を助成している場合を想定しています。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、事業所が2万円、外国人介護職員が2万円をそれぞれ負担する場合 →補助対象となるのは事業所が負担する2万円 ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、外国人介護職員から4万円を徴収し、 事業所が手当として外国人介護職員に2万円を助成する場合（介護事業所の実質負担額は2万円） →補助対象となるのは事業所の実質負担額となる2万円 ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、外国人介護職員が2人で居住し、 事業所が2万円、外国人介護職員が1万円ずつ（計2万円）それぞれ負担する場合 →補助対象となるのは事業所が負担する2万円 <p>(3) 1戸に補助対象となる職員、ならない職員がともに入居する（ルームシェア等）場合は、費用を按分してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、外国人介護職員1人と日本人職員1人の計2人で居住し、 事業所が2万円、外国人介護職員・日本人職員が1万円ずつ（計2万円）それぞれ負担する場合 →補助対象となるのは事業所が負担する2万円のうち1/2の1万円 <p>(4) 当該施設で雇用開始しているかつ補助対象住居へ入居している月から1年間を補助対象期間とします。</p> <p>(例) R7.5.30に住居へ入居し、R7.6.3～雇用している場合→R7.6月分～R8.5月分までの住居費が補助対象期間 ※次年度以降の事業実施を確実とするものではありません。</p> <p>(5) 交付申請時に提出が必要な書類 ※必要に応じて、これら以外の書類の提出を求めることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居費確認シート（要領別紙2） ・当該施設での雇用、勤務開始年月日がわかる書類（雇用契約書等） ・補助対象となる外国人の居住開始時期・期間がわかる書類（住民票の写し、賃貸借契約書等） <p>※実績報告時には、支出証拠書類の提出が必要です。</p>

No	質問	回答
14	家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入・リース費用、光熱水道費は補助対象となるか。	補助対象外です。
15	別紙3-3事業計画書2.所要見込額の積算はどれくらい詳しく書けばよいか。	具体的に品目と個数、金額をすべて記載してください。 「備品代」「環境整備代」といったあいまいな表現は不可です。 ただし、住居費については「住居費〇〇円」でかまいません。住居費確認シートで詳細を確認します。 (例) 日本語テキスト2冊〇〇円、学習机1台〇〇円、パソコン1台〇〇円、マウス1個〇〇円、自転車1台〇〇円、防犯登録費用1台分〇〇円、ヘルメット1個〇〇円
16	事業者が支払った日本語能力試験（JLPT やNAT-TEST）の受験料や会場までの受験者の旅費は補助対象となるか。	受験する外国人本人の分については補助対象となります。付き添いとして同行する職員の旅費は補助対象となりません。
17	事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。 申込みから支払いまでを当該年度内で完了できる場合に限ります。また、他の補助金との併給はできません。